

つむぐ感動 神話となれ

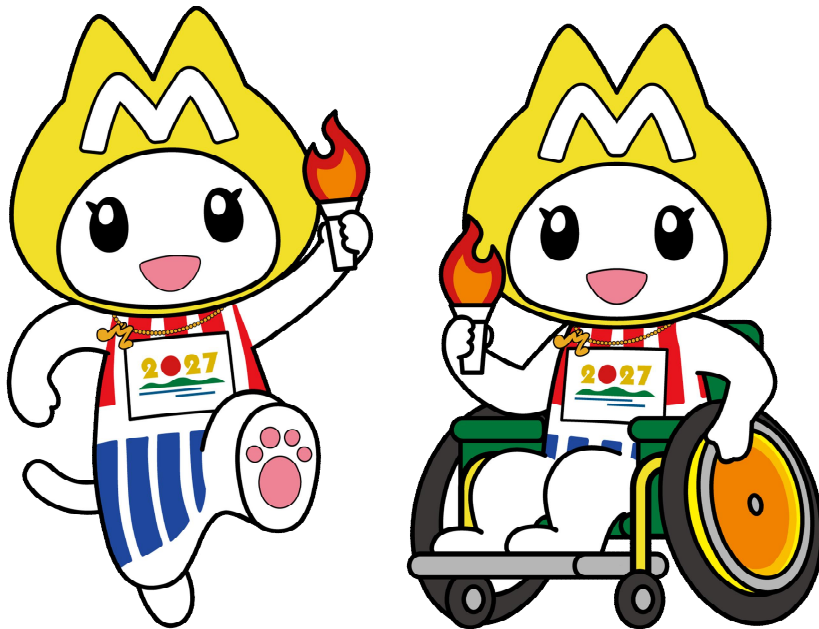
日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ  
宮崎市実行委員会  
第1回輸送交通専門委員会



令和8年1月28日（水）



日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会  
第1回 輸送交通専門委員会

目次	・・・ P. 1
<b>1 説明</b>	
○説明事項1  日本のひなた宮崎 国スポ・障スポの概要について	・・・ P. 2
○説明事項2  宮崎市開催競技について	・・・ P. 5
○説明事項3  宮崎市開催日本のひなた宮崎 国スポ 競技別リハーサル大会	・・・ P. 7
○説明事項4  輸送交通専門委員会について	・・・ P. 8
<b>2 議事</b>	
○第1号議案	
第81回国民スポーツ大会輸送交通基本計画（案）	・・・ P. 13
○第2号議案	
第81回国民スポーツ大会宮崎市消防防災・警備基本計画（案）	・・・ P. 15
<b>3 参考資料</b>	
○日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則	・・・ P. 16
○日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会専門委員会規程	・・・ P. 21
○第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画	・・・ P. 24
○第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針	・・・ P. 26

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポの概要について

### 1 大会概要

国民スポーツ大会（国スポ）は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものです。

全国障害者スポーツ大会（障スポ）は、障がいのある選手が、障がい者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として行われます。

※令和6年に佐賀県で開催された、第78回大会以降、国民体育大会から「国民スポーツ大会」に名称が変更され、略称も国体から国スポ（こくすぽ）となりました。

### 2 大会の開催時期等

【日本のひなた宮崎 国スポ（第81回国民スポーツ大会）】

○開催期間

令和9年（2027年）9月26日（日）～10月6日（水） 11日間

※会期前実施競技

令和9年（2027年）9月9日（木）～9月23日（木） 15日間

【日本のひなた宮崎 障スポ（第26回全国障害者スポーツ大会）】

○開催期間

令和9年（2027年）10月23日（土）10月25日（月） 3日間

### 3 主催

国民スポーツ大会の主催は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県となります。また、各競技会については、公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村及びその他の関係団体となります。

### 4 開催年、大会名称、愛称、スローガン、マスコット

開催年 令和9年（2027年）

大会名称 第81回国民スポーツ大会

第26回全国障害者スポーツ大会

愛称 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ



紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

スローガン 紡ぐ感動 神話となれ  
マスコット みやざき犬

## 5 実施競技

【日本のひなた宮崎 国スポ（第81回国民スポーツ大会）】

(1) 正式競技 (37 競技)

①毎年実施競技 (36 競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技 (2 競技のうち1 競技を実施)

ボクシング (クレール射撃 ※今回実施なし)

(2) 特別競技 (1 競技)

高等学校野球 (硬式及び軟式)

(3) 公開競技 (6 競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ (37 競技)

ラジオ体操、少林寺拳法、BMX・スケートボード、ビリヤード、パークゴルフ、U12バスケットボール、3B体操、ウォーキング、ターゲット・バードゴルフ、ソフトバレーボール、サーフィン、少年・少女レスリング、ジュニアサッカー、少年サッカー、ノルディックウォーキング、健幸増進グラウンド・ゴルフ、スポーツウエルネス吹矢、ミニテニス、フレッシュグラウンド・ゴルフ、ユニカール、ミュージックレクリエーション、エンジョイ エアロビック、enjoy T&F GP、アームレスリング、AJTA スポーツ玉入れ、トレッキング、キャッチング・ザ・スティック、ポッチャ、ラダーゲッター、モルック、森林セラピーウォーキング、フロアカーリング

※ラジオ体操とウォーキングについては、複数の市町村で開催

【日本のひなた宮崎 障スポ（第26回全国障害者スポーツ大会）】

(1) 正式競技 (14 競技)

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球 (サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング、ポッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、ブラインドベースボール、

バレーボール、サッカー、フットソフトボール

(2) オープン競技 (4 競技)

ふうせんバレーボール、卓球バレー、パラトライアスロン、ブラインドテニス

宮崎市開催競技について

◆日本のひなた宮崎国スポ（第81回国民スポーツ大会）

【正式競技】

競技名		種別	競技会場	開催日程
水泳	AS	少年女子	パーソルアクアパーク宮崎	2027年9月10日（金）～9月19日（日）
	水球	全種別		
	競泳	全種別		
テニス		全種別	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた TENNIS PARK MIYAZAKI	2027年9月26日（日）～9月29日（水）
ハンドボール		成年男女	宮崎市佐土原体育館	2027年10月1日（金）～10月5日（火）
			宮崎市清武体育館	
		少年男女	宮崎市総合体育館	
			宮崎市佐土原体育館 宮崎市清武体育館	
自転車	トラックレース	全種別	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなたベロドローム宮崎	2027年9月29日（水）～10月2日（土）
ソフトテニス		少年男女	宮崎市生目の杜運動公園テニスコート	2027年9月27日（月）～9月28日（火）
卓球		全種別	宮崎市総合体育館	2027年9月26日（日）～9月30日（木）
ソフトボール		成年女子	宮崎市清武総合運動公園 SOKKENスタジアム・第2野球場	2027年9月27日（月）～9月29日（水）
ライフル射撃	50m	全種別	宮崎県ライフル射撃競技場	2027年9月10日（金）～9月13日（月）
	10m・AP	全種別		
	BR・BP	全種別	宮崎市田野体育館	
	CFP	成年男子	宮崎県警察学校射撃場	
ラグビーフットボール		成年男子	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた陸上競技場	2027年10月1日（金）～10月5日（火）
		女子		
		少年男子	ひなた宮崎県総合運動公園ラグビー場	
空手道		全種別	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた武道館	2027年10月2日（土）～10月4日（月）
ボウリング		全種別	宮崎エースレーン	2027年9月30日（木）～10月4日（月）
ゴルフ		成年男子	宮崎レイクサイドゴルフ倶楽部	2027年9月14日（火）～9月16日（木）
		女子	宮崎カントリークラブ	
		少年男子	ハイビスカスゴルフクラブ	
トライアスロン		全種別	みやざき臨海公園特設会場	2027年9月19日（日）

【デモンストレーションスポーツ】

競技名	競技会場	開催日程
ラジオ体操	宮崎市内小学校及び公園等	2027年8月7日（土）
少林寺拳法	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた武道館	2027年6月27日（日）
BMX・スケートボード	宮崎市祇園スポーツパーク	2027年4月17日（土）～4月18日（日）
ビリヤード	Billiards&Game POOL	2027年10月3日（日）

◆日本のひなた宮崎障スポ（第26回全国障害者スポーツ大会）

【正式競技】

競技名	種別	競技会場	開催日程
水泳	身体障害	パーソルアクアパーク宮崎	2027年10月23日（土） ～10月25日（月）
	知的障害		
卓球	身体障害	宮崎市総合体育館 宮崎市中央公民館	
	知的障害		
	精神障害		
フライングディスク	身体障害	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなた陸上競技場	
	知的障害		
ボウリング	知的障害	宮崎エースレーン	
ソフトボール	知的障害	ひなた宮崎県総合運動公園運動広場	

【オープン競技】

競技名	競技会場	開催日程
ふうせんバレーボール	宮崎市総合体育館	未定
卓球バレー	宮崎市佐土原体育館	
パラトライアスロン	みやざき臨海公園特設会場	

## 説明事項 3

### 宮崎市開催 日本のひなた宮崎 国スポ 競技別リハーサル大会について

令和8年1月時点

競技・種目		大会名	競技会場	日程
1	水泳	アーティストックスイミング九州各県予選	パーソルアクアパーク宮崎	令和8年6月6日(土)
2	ラグビーフットボール	令和8年度全九州高等学校体育大会 第79回全九州高等学校ラグビーフットボール競技大会	ひなた宮崎県総合運動公園 ラグビー場・ひなた陸上競技場	令和8年6月20日(土)～23日(火)
3	テニス	第49回全日本都市対抗テニス大会	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなたTENNIS PARK MIYAZAKI	令和8年7月17日(金)～19日(日)
4	ソフトテニス	男子第71回・女子第70回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会	宮崎市生目の杜運動公園テニスコート 宮崎市清武総合運動公園第2テニスコート	令和8年8月1日(土)～2日(日)
5	水泳	競泳	第73回全国国公立大学選手権水泳競技大会	パーソルアクアパーク宮崎
6	ライフル射撃	C F P	令和8年度全国センター・ファイア・ピストル射撃競技大会	宮崎県警察学校射撃場
7	ハンドボール	第31回ジャパンオープンハンドボールトーナメント	宮崎市総合体育館 宮崎市佐土原体育館	令和8年8月8日(土)～11日(火・祝)
8	自転車	トラックレース	第61回全国都道府県対抗自転車競技大会	ひなた宮崎県総合運動公園 ひなたペロドローム宮崎
9	ソフトボール	皇后盃 第78回全日本総合女子ソフトボール選手権大会	宮崎市清武総合運動公園 SOKKENスタジアム・第2野球場	令和8年9月12日(土)～14日(月)
10	トライアスロン	第17回日本スプリントトライアスロン選手権(2026/宮崎)	みやざき臨海公園特設会場	令和8年9月27日(日)
11	卓球	2026年全日本卓球選手権大会(団体の部)	宮崎市総合体育館	令和8年10月23日(金)～25日(日)
12	ライフル射撃	50m	令和8年度 全日本社会人スポーツ射撃競技選手権大会・ 全国ジュニアスポーツ射撃競技大会	宮崎県ライフル射撃競技場  宮崎市田野体育館
		10m・A P		
		B R ・ B P		
13	ボウリング	第55回全国都道府県対抗選手権	宮崎エースレーン	令和8年11月21日(土)～23日(月・祝)
14	水泳	水球	全日本ジュニア(U17)水球競技選手権大会 ～かしわざき潮風カップ～九州地区予選会	パーソルアクアパーク宮崎
15	空手道	第11回全九州マスターズ空手道選手権大会	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた武道館	令和9年3月21日(日)

※ゴルフ、ラグビーフットボール(7人制)は実施しない

# 輸送交通専門委員会について

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会組織図

### 総会【最高議決機関】

- ・大会の開催に必要な方針に関する事
- ・会則の制定および改廃に関する事
- ・事業計画および事業報告に関する事
- ・予算および決算に関する事
- ・常任委員会に付託する事項に関する事
- ・その他重要な事項に関する事

付託

報告

### 常任委員会【決定機関】(会長1名、副会長6名)

- ・総会から付託された事項に関する事
- ・専門委員会の設置及び専門委員会に付託する事項に関する事
- ・総会を招集するいとまがない緊急な事項に関する事
- ・その他会長が必要と認める事項に関する事

付託  
委任

報告

### 専門委員会【調査・研究機関】(一部の委員)

常任委員会から付託された事項について調査・審議する。その結果を常任委員会に報告する。

#### 《総務企画専門委員会》

- ・総務企画に関する事
- ・広報に関する事
- ・市民運動に関する事
- ・観光、おもてなしに関する事

#### 《競技運営専門委員会》

- ・競技運営に関する事
- ・競技会場に関する事

#### 《宿泊・衛生専門委員会》

- ・宿泊に関する事
- ・医事及び衛生に関する事
- ・環境衛生及び食品衛生に関する事

#### 《輸送・交通専門委員会》

- ・輸送及び交通に関する事
- ・消防防災及び警備に関する事

### 《輸送交通》

■国スポに参加する選手・監督、競技役員等（以下、国スポ参加者等）の宿泊先と競技会場間の輸送を計画し実施するほか、国スポ参加者等及び一般観覧者のために競技会場周辺に駐車場を確保し設営する。

■国スポ参加者等及び一般観覧者が、競技会場や臨時駐車場に安全かつ円滑に来場できるよう、周辺道路に案内誘導看板を設置する。

■国スポ開催期間中の交通混雑対策として、交通混雑周知看板及び横断幕を設置するほか、道路標示版、市広報誌、実行委員会ホームページ、SNSを活用して周知を図る。

### 《消防》

消防局等と連携し、競技会開催期間中の競技会場等の安全かつ円滑な運営及び災害や突発的な事件・事故等が発生した場合の迅速な対応のため、競技会場の防災計画を策定する。

### 《警備》

国スポの円滑な運営と、国スポ参加者等、一般観覧者及びその他の関係者の安全を確保するために業務委託により各競技会場、練習会場、臨時駐車場で警備を行うほか、県警に立ち寄り巡回を依頼し、警備の強化を図る。

## 選手・監督の輸送



宿泊施設周辺の指定集合地から競技会場へ



競技会場から宿泊施設へ

## 学校観戦とバスの待機場所の確保



学校観戦用バスの手配



競技会場周辺のバス待機所

## 臨時駐車場とシャトルバス（一般観覧者用）



## 競技会場周辺に臨時駐車場の設置



## 交通渋滞緩和策と誘導看板



大会期間中のマイカー自粛を呼びかける横断幕



歩行者向け誘導看板

## 消防局による巡視



## 第81回国民スポーツ大会宮崎市輸送交通基本計画（案）

## 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」及び県策定の「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会輸送・交通基本方針」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送交通体制の確立を図る。

## 2 内容

## (1) 輸送対策

輸送に当たっては、次に掲げる場合を除き、既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

## ア 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合場所を設けたうえで計画輸送を行う。

## イ 競技共催市町間の輸送

他市町と共催で行う競技にかかる競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

## (2) 交通対策

## ア 交通規制

大会参加者等関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

## イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

## (3) 駐車場対策

## ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

## イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。また、

一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用、自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市消防防災・警備基本計画（案）

## 1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）の消防防災・警備対策については、「第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画」に基づき、消防・警察その他関係機関、関係団体等（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な国スポの運営に万全を期する。

## 2 内容

## (1) 消防防災対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災その他の災害予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。

イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

## (2) 警備対策

ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした適切な諸対策を講じる。

イ 大会期間中には、警察その他関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

## (3) 大規模災害・突発重大事案対策

宮崎市地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する対策を講じる。

## (4) 関係機関との連絡調整

消防防災・警備業務の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

## 3 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会においても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会において、宮崎市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

### 第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 宮崎市を代表する者
- (3) 宮崎市議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名以内
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、宮崎市長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。  
(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任事項に関すること。
  - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告のあった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。  
(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について、調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、承認を得なければならない。

### 第5章 事務局

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

### 第6章 会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、宮崎市に帰属するものとする。

### 第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この会則は、令和4年11月11日から施行する。

### 附 則

1 この会則は令和7年1月9日から施行する。

2 この会則施行の際、現に第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、それぞれ実行委員会の委員、役員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会宮崎市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第81回国民スポーツ

大会宮崎市準備委員会」を「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会」に、「準備委員会」を「実行委員会」に改める。

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会則（令和7年1月9日施行）第13条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ宮崎市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が定める。

**附 則**

この規定は、令和4年11月11日から施行する。

**附 則**

この規定は、令和7年1月9日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務企画に関すること</li> <li>2 広報に関すること</li> <li>3 市民運動に関すること</li> <li>4 観光・おもてなしに関すること</li> <li>5 他の専門委員会に属さない事項に関すること</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技運営 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に関すること</li> <li>2 競技会場に関すること</li> <li>3 その他競技運営に関すること</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊に関すること</li> <li>2 医事及び衛生に関すること</li> <li>3 環境衛生及び食品衛生に関すること</li> <li>4 その他宿泊衛生に関すること</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送及び交通に関すること</li> <li>2 消防防災及び警備に関すること</li> <li>3 その他輸送交通に関すること</li> </ol>	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

## 第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合計画

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）を成功に導くため、開催推進総合計画を定めるものとする。

### 1 基本方針

#### （1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、宮崎国スポを一過性のスポーツイベントとせず、その開催を通じて市民が宮崎市に誇りを持つ大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

#### （2）財務

県、競技団体、関係機関及び関係団体との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

#### （3）広報

宮崎国スポ開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然や食文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

#### （4）公民連携

市民、企業、団体、行政などの多様な主体が宮崎国スポ開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことで、その後の宮崎市の発展につなげる。

#### （5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、充実したスポーツ環境、豊かな自然や食文化など本市の多彩な魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

#### （6）競技

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

#### (7) 式典

県、競技団体、関係機関及び関係団体と十分に協議をし、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

#### (8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、市民利用にも配慮した整備に努める。

#### (9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

#### (10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

#### (11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することで、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

#### (12) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

## 2 年次計画

第81回国民スポーツ大会宮崎市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）については、別表のとおりとする。

また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

## 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 輸送 交通基本方針

第81回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第26回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）及び一般観覧者の輸送については、道路及び交通の状況等に十分配慮しながら、安全かつ確実に行うものとする。

### 1 参加者の輸送

#### (1) 全国輸送

ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。

イ 県及び会場地市町村は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

#### (2) 開・閉会式の輸送

ア 開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町村、関係機関等の協力を得て実施する。

イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

#### (3) 競技会場地の輸送

ア 国スポの競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町村が県及び関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を2市町村以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町村が協議して実施する。

イ 障スポの競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

#### (4) 指定集合地の設定

県及び会場地市町村は、国スポの開・閉会式及び各競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バス、タクシーその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

### 2 一般観覧者の輸送

(1) 開・閉会式及び競技会場地の輸送については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、バス・タクシー及び鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。

(2) 自家用車で開・閉会式会場及び競技会場への乗り入れについては、道路交通事情及び駐車場の設置状況に応じて必要な制限を行う。

### 3 車両等及び駐車場の確保

(1) 参加者及び一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県及び会場地市町村が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。

(2) 車両の確保については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障がい者等の移動に配慮する。

(3) 県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における駐車場の確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

#### 4 交通安全対策

県及び会場地市町村は、期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

#### 5 環境に配慮した運営

県及び会場地市町村は、開・閉会式及び競技会場地における参加者及び一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど、環境に配慮した運営に努める。